

ている次第であります。

○小林政夫君 それはわかっているの
で、そこで今のお話でも、売却価格と
いうものは三本建になるわけですね。
その三本建を勿論これからいろいろお
きめになるでしようが、仮定すれば、
例えば政府の金納入者に対する売却金
を四百五円、四百一円とするならば、
次の段階、あと二つはどうなるのか。

そこでマージンが得られますか、何%
かということを見つけるのか、その案
はあるのかどうか。ここにすでに明らか
に法文に三種の価格を予定されてお
ります。絶対額は別として、マージン
の歩率というものはおよそ頭にある。
それを言つて頂きたい。三段に分け
て……。

○政府委員(石田正君) 政府から金納

入者に売ります場合、これは始んど
マージンなしに、買上価格と近い価格
で売るのが当然であると考えております
が、又一つの片方のほうにおきますと
ころの大切なポイントだらうと思いま
す。その点が主といたしましてこの一
番最後のところに掲げてありますとこ
ろの国際市場価格とか、或いは国内の
生産、消費の事情とか、そういうこと
によつてきまりますところの価格、そ
れが一番最後に抑えられるわけでござ
います。そこに行くまでの間にどれだ
けのそれでは間に立つ売捌業者にマ
ジンを認めたらよろしいかという点に
つきましては、これは大きなものを認
めるわけには行かない。常識的に言つ
て一グラムについて四百一円で政府が
買取つて、或いは五円で買取る、そう
いうところを考えますと、せいやく四

円程度ではないだらうか、かようにも存
じておるわけでございます。今度はそ
ういたしますと、一番最初に価格を、
五百円であるとか、或いは五百五
十円であるかということは一番大きな

問題であると、かようにも考えておる次
第であります。

○小林政夫君 そういう考え方別と
して、実際問題として例えば納入者が
加工業者に売る場合に、大体この趣
旨は納入者に対して相当の実質的な金
の値上をして収入をよくしようという
建前なんですから、中間マージンが多
くは消費者も迷惑だし、金探鉱業者
も困る。そこで一応納入者が加工業者
へ売る値段と、納入者が販売する値段
ですね、それから加工用金売捌業者に
売却する場合、又加工用金売捌業者が
需用者に売る価格、その間のマージ
ン、その最終価格が五百円なら五百円
と抑えられて、その五百円の中には加
工用金売捌業者のマージンがどれだけ
入るかということですね、結局は……。

○政府委員(石田正君) 簡単に申しま
すと、一つの仮定でございますが、
仮に薬用の例をとりますと、そちら
のほうが丁度四百円である、それから
需用のほうの関係が五百円、こういう
ことに相成ります場合には、大ざつ
ぱに申しますれば四百円の価格に近い
ところで金納入者に返す。金納入者が
今度五百円で売る。これが一番常態で
ございます。ところがその間にそうい
うになりますと、ここに手数料の問題

が起つて来る、それが今言いました百
円なら百円の差があるならば、四円と
いう程度以下のものでなければなら
ない、かようにも考えております。なお

金納入者が売捌業者を通じませんで直
接需要者に売ります場合手数料は勿論
金納入者に帰属する、こういうことで
ござります。

○小林政夫君 売捌業者は今後加工用
金売捌業を指定し、又売捌業といふも
のをきめますね、今まで歯科用金地金
販売業と新らしくここに加工用金売捌
業者というものを設定するというか、
金売捌業を分ける必要がどういうこと
にあるのですか。

○小林政夫君 売捌業を指定し、又売捌業といふも
のをきめますね、今まで歯科用金地金
販売業と新らしくここに加工用金売捌
業者といふものを設定するというか、
金売捌業を分ける必要がどういうこと
があるのですか。

○政府委員(石田正君) この歯科用の
医者さんです。お医者さんは非常にた
くさんあるのでございまして、それが
まとまつてやらなければならんという
ことになります。そういう形になるわ
けであります。そういう意味におきま
して、それに拂下げをする、非常に今
度は細かく分割しなければならない、
そういう特殊の技術が要るわけでござ
います。そういう特殊な技術でござ
います。それをする必要はなく、コンネクシヨ
ンがいいから直接金加工業者から買つ
てもらよいといふことになります。

○政府委員(石田正君) この歯科用金
加工業者といふものは、これは歯科用
金加工業者が同時に金売捌業者とい
う名前をとつて、その分だけ取扱うと
が。

○小林政夫君 今の御説明だと、例え
ば歯科用に関する限りにおいては歯科
用金地金販売業者といふものは納入者
から直接買わずに、今度新らしく設け
られる加工用金売捌業者から買うこと
になるのですか。

○政府委員(石田正君) この歯科用金
加工業者といふものは、これは歯科用
金加工業者が同時に金売捌業者とい
う名前をとつて、その分だけ取扱うと
が。

○小林政夫君 今の御説明だと、例え
ば歯科用に関する限りにおいては歯科
用金地金販売業者といふものは納入者
から直接買わずに、今度新らしく設け
られる加工用金売捌業者から買うこと
になるのですか。

○政府委員(石田正君) この歯科用金
加工業者といふものは、これは歯科用
金加工業者が同時に金売捌業者とい
う名前をとつて、その分だけ取扱うと
が。

○政府委員(石田正君) ちょっとと御質
問の趣旨がよくわかりませんでした
が。

○小林政夫君 今度新らしくできる加工用金売捌業
者といふものを設定するというか、
金賣捌業を分ける必要がどういうこと
あります。併しどうしても一つにしな
くことは絶対にいけないということ
ではないと思います。ですから兼ねて行
くことはあり得るかと思うのですが。

○政府委員(石田正君) この歯科用の
医者さんです。お医者さんは非常にた
くさんあるのでございまして、それが
まとまつてやらなければならんという
ことになります。そういう形になるわ
けであります。そういう意味におきま
しては両建に考えておるというわけ
でございます。

○油井賢太郎君 次に一休政府は金を
貨幣として保存したいというような意
思がおありになるのかどうか、この点
はどうですか。

○政府委員(石田正君) これはどこの
国でもそうでございますが、金といふ
ものは国際決済手段としていつでも通
用できるというのが、昔からそうであ
りますし、今日におきましても、なお
続いておるわけであります。その意
味におきましては大切なものでござ
りますので、できるだけ政府の手にこ
れを集めることが望ましい。かように
考えております。

○油井賢太郎君 提案理由の説明には
貨幣用以外の金についてというような
文句が使われておるのでけれども、
実際に貨幣を金で以て作る意思がある
か、あるいは貨幣として現在保有されて

そういう意味で新らしく売捌業者を認
める、こういうわけであります。新ら
く売捌業者を認めるというわけでご
ぞいます。

○政府委員(石田正君) これは歯科用
の金加工業者が同時に金売捌業者とい
う名前をとつて、その分だけ取扱うと
いうふうなことで、これは主管大臣
は厚生大臣と通産大臣とか、いろへ
用のものを専門に扱うものもあるう
いですか、名前その他については……。

○政府委員(石田正君) これは歯科用
の金加工業者が同時に金売捌業者とい
う名前をとつて、その分だけ取扱うと
いうことは絶対にいけないということ
ではないと思いません。ですから兼ねて行
くことはあり得るかと思うのですが。

○政府委員(石田正君) これは歯科用金
加工業者といふものは、これは歯科用
金加工業者が同時に金売捌業者とい
う名前をとつて、その分だけ取扱うと
が。

いる量が、日本のいわゆる貨幣制度に適当した数量があるかどうか、そういう点はどういうふうになつております

○政府委員(石田正君) か。
この貨幣といふ

う言葉か或いは誤解があつたかも知れないのですが、日本政府といつたましても、ゴールド本位を作ろうといふ気持を今持つておるわけではございません。併し決済をいたすということは、これは貨幣と貨幣との間の振替が行われるわけであります。要するに、「もの」として決済するのではなくて、「かね」の代用として決済すると、こうじうぶつなことに結局なつて来るわけでございまして、何と申しますか、貨幣制度として金本位をやろうと、そういう意味を考えておるわけじやござ

いません。大体御存知の通りに、今の世界の現状から申しまして、純然たる金本位をとつておる国というのはないわけでございます。併しながら金の用途を分けます場合に、貨幣用と産業用という分け方を一応いたしておりますのでござりますから、それに従つておるわけでございます。なお日本の通貨の発行準備として金が何ほどあるか、こういうわけでございますが、この問題につきましては、現在通貨を發行いたしまする日本銀行がどれだけの金を持つておるかというお尋ねかと思ふうのござります。これはいろいろむずかしい問題がございまして、いずれ又別途法案を提出いたしたいというふうに思つておりますが、從来は日本銀行の持つております金も、皆占領軍にござつて搾取せられておつたわけでございまして、これを講和條約発効と共に日本政府の処分に委ねられるということ

とが起りまして、併しそれでありますから、当然その金というものは日本銀行に行に戻るかと言ひますと、接收された

金というものは、ひとり日本銀行或いは政府のものだけでなく、非常にいろ

○油井賢太郎君 それは今のお話でわざりましたが、では日本の金の売買価格というものはアメリカ政府の買入価格で、その実態を追究めなければならぬといふことによりまして、いろいろな方面から駆除されておりますので、その結果を待つままで、そういう点は明白になつてきました。そういう点は申上げかねる段階にあるわけでござります。

いずれ御審議を願いたいと思うのであります。が、国際通貨基金に加入すると、いうことをいたしたいと思つておるわ

けでございます。国際通貨基金におきましては、各國通貨の価値と申します

か、平価と申しますか、これを現在のアメリカのドルの純分と申しますか、金と申しますか、そういうものによつて現わすと、いうことに相成つておるわけでございます。我々はその大きなラインによつて進みたい。かように考えておる次第でございます。従いまして、それに基いてアメリカの一オンス三十五ドルというふうなものが出来るわけでございます。なお、金の

○政府委員(石田正君) 大蔵省といた
しましては、通貨とか、貨幣とかいうか
をおとりになるか。

のは極めて重大な問題である、かよう
に考えております。これは国民经济全

般に影響のあるものでございまして、どうしてもこれを中心に考えなければならんと思つております。仮に国際通貨基金に我々加入いたしました場合に、国際通貨基金の定めた価値以上で取引することは全然見込まないのだと、いうことでござりますれば、産業界の実情はともかくといたしまして、その大きなところに副つて行かなければならぬのではないか、かように考えておられる次第でござります。なお今回の改正をいたそ�といふところの理由は、国際通貨基金におきまして、貨幣用の金と通貨基金におきまして、

本は今一ドルが三百六十円でございま
す。これから算定しますると、一グラム四百五十錢という数字が出て参り

○油井賢太郎君 一オノスに直す
ます。

○政府委員(石田正君) 一オーンスは、先ほど申しましたように三十五ドルでありますから、三十五ドルに対しまして三百六十円をかけまして、そうしてそれはすぐ数字が出て来るのであります。そして、それは一オーンスにいたしますれば一万二千六百円になります。

○油井賛本郎君 日本のいわゆるさつきの一グラム四百五円というのが一本の目方に換算すると幾らになるのですか。

○政府委員(石田正君) 一トロイ・オ

• 2000 •

卷之三

Digitized by srujanika@gmail.com

である。ただ四百五十五十銭で買いまして、これをアメリカに持つて行つてドルに替えれば、いろいろ輸送費その他がかかるわけであります。そこで四百五円では買うに行かないから、

マージンをとるために四百一円で買
う。こういうわけでございます。

が、輸入塩は七千円、日本で生産された塩は一万三千円もしておる。そういうふうに二重価格になつて、現在日本の製塩業者に対してもわゆる助成をやつておくというふうな形なんですね、ところが金の場合でいうと、アメリカの一ドルが三百六十円だからといつて、それを単位にして産金政策を行つた、ということが原則になれば、さつき上げた塩の値段なんかが二重価格となつているのとこれは大変な抵触が来るわけですね、そういう点は産金政策策になぜ現わさないかというのですが、一重価格制度とか何かをとつて、その点はどうなんですか。

うものの特殊性に應るものでありまして、金の値段といふものは即ち通貨の価値を示すものである。こういつつになつております。それがまあ何と申しますか、常識というと語弊があつて、かも知れませんが、そういうものなつてあります。従いましてそれを二重価格にするということは通貨の価値だつて二重になる、二重の為替相場を立ててある、こういうふうにとられやすい、これは金が二つあります、貨幣用の金でありますならば二重価格といふのは、二重価値乃至は二重相場、二重

○油井賢太郎君 それでその貿易用以外の金の値段は何割くらい高くなつておるのでですか、それはこれからきめるというお話ですが、併し大体の目標はおきめになつてあると思うのです。あとはこの法律ができてから二月になんとでしょう。政府のほうで改めておきめになるのは、その見通しはどういうふうになつてあるのですか。それは今発表できないのですか。

わけでござります、と申しまするの
は、先ほど来御質問がありましたよう
な工合に、何といつても通貨とか貨幣
というものは一番大切なものである、
ただ許される範囲において業界のため
に國らなければならんという考え方で
おりまするので、私たち大蔵省いた
しましては、この国際市場価格という
ものを相當重要視して考へておるわけ
でございます。なお、ただ国際市場価
格につきましても、いろいろと動いて
おりまして、いよ／＼そのときになつ
て見ませんと、結局はつきりしたこと
は言えないと思ひまするし、それから
一過定めましても、それは定めつきり
ですつと行くものでなくして、国際市
場価格の変動もございますし、そこら
のところを私ども睨み合せて、或いは
変更がたび／＼行われるということも
あらうかと思つております。

ございません。ただ問題は産業用のものについては変更する意図は全くないのがどうなるかという問題でございます。この問題はよその国の振合を見なければならないというのはなぜかと申しますと、金というものは貨幣の価値というふうな点から見られる点が非常に重要であるわけであります。よそ他の国におきましていわゆる貨幣用の値段と産業用に開きがある、例えば一割とか二割というマージンであるのに、日本ひとりだけが四割とか五割というようなわけには、これは国際市場上いかんでもううと我々は考えておるわけであります。それから仮に例えばよそ他の国の市場が四割、五割というふうな開きを示しておるということでありましたならば、業界のために、それに近いところまで持つて行くということは考えられようと思いますが、併しそれが一割、二割であるというような場合に、それを三割、四割にするわけにいかない、併しそれが三割、四割か、一割、二割かということが、これが予言できないのでございまして、いろいろと勉強しておりますので、そのときの実情を参考して考えたい、かようなわけでございます。

えどもその価格は余り上げるということ、私ははどうかと思う。この前委員会で聞いたときに、一グラム今四百一円であるけれども、為替レートから言えば四百一円だが、これは大体五百円見当に上げるということを言つておられる。この五百円見当に上げるということをされても、五百円見当に行つておるのは香港とマカオ、こういうような相当政情不安な所だけなんです。日本も政情不安だと言えばそれは別なんだが、五百円にまで上げるという根拠についても非常に疑いを持つ。このことが通貨政策に非常に影響があるから、疑いを持つて慎重に考えなければならんと思うのだが、一西産金業者の側から言うと、それから又加工用に使つて輸出するという面から言うと相当考えなければならない点もある。その点のいろいろなバランスをとつて五百円ということに大体方針をきめておられるようですが、もう少しその点を考え直す必要がないか、私は今ボンドの為替相場がだんだん強くなつて行きつつある。それからドルの問題については問題は殆んどないと思つておる。ただこういう政情不安な所においてこそこういう問題が起きておるというふうに思うので、為替政策を基本的に、日本の通貨政策の基本を、金為替本位制度において立て行くという建前から言うと、もう少し考えてもらいたい点があるように思うのですが、その点どうなんですか、もう少し説明して頂きたい。通貨

政策はちゃんと変えないのでしょう。

が……。
○政府委員(石田正君) これは貨幣と
が通貨という問題の根本問題であります
と、非常にむずかしいのであります

るが、今現に日本政府をいたしまして、為替相場を対米三百六十円といたしておりまして、これを変える意思は毛頭ございません。ただ更にそれを進んで金にリンクして金本位をやるとか、或いは金為替本位というものを明文で譲うかどうか、これは大問題でありますまして、我々はまだそこまで研究もし、結論を下すという立場にはなつてないわけです。ただ三百六十円を堅持するということは努めて行きたい、かように考へております。それからなおその点から申しまして、これを本当に真剣に守らうとするならば、あらゆる金の値段というものは、三百六十円を基礎としてやるべきであつて、一切それ以外の値段というものは認めるべきではない、こういうことに相成ると思います。ただ金というものが現に日本において産しており、そうしてそれが又貨幣公用の金にもなり得るということになりまするならば、成るべくそういう金というものの産出を維持し、できればこれを殖やし、そうして貨幣公用のストックを殖やすということは通貨自身の価値を維持する上において大切である、こういうふうに考えまするのを、そういうことができればそういうことをいたしたい、かように考えておるわけであります。それからなお實際問題といったしまして、この金の重要性と、それから産金業の実態といふものとが、日本におきましては遺憾ながら

乖離いたしております。金が非常に日本としては大切であると同時に、それを産出するところの産業業というものの品位と申しますか、そういうふうなものが非常に低い、そこに矛盾があるわけであります。そこでその矛盾をほつたらかしておくわけにはいかんから、できる範囲において何とかこれを調和いたしたい。私たちの希望といったしましては、何と申しましても通貨的な面にこれは重点を置かなければならん。併し許された範囲においては何とかしたい、こういう気持を持つておるわけであります。そこで国際通貨基金というものが從来やつて参りましたような工合に、非常に厳格に貨幣用の金と産業用の金というものを分けずして、全部一本として通貨的な、いわゆる平価を基準にして値段をきめなければならんということであるならば、日本としてもその線に沿つて行かなければならんかと考えます。ただ去年の九月から産業用の金といふものを別にいたしまして、そうしてそれについていたして決議いたしたわけであります。それに基いて別にいたしている國もいるわけであります。そういうことが認められるということであれば、やはり日本としても産業業が潰れてしまつたのではないもので、許された範囲においてはやつて行くことがむしろ実際的ではないだろうか、こう考えましたのでそういう背景の下においてこの法律案を出して居るわけでありまつす。若しこの国際通貨基金制度が変るとか、或いは日本自体として通貨制度

○波多野鼎君 ちよつと今の国際通貨基金の方針の問題ですけれども、嚴格に一オ NS 三十五ドルというものを守らなくてもいいという方式がきまつたようですが、これは要するに世界の通貨制度というものが現在一オ NS 三十五ドルに釘附けしておくことについて釘附けし得ない、要するに必ずしもそれが厳格に守れないような情勢になつて来ているということはつきりしております。だからこそそういう一オ NS 三十五ドルから離れた価格を作つてもいいというようなことを言つて来たと私は思つ。金本位制度そのものの根柢に疑惑が起きているということはありますね。一オ NS 三十五ドルの線を或る程度崩して行こうということです。要するに通貨基金の方針に日本も大体従つてこういう案を出されたと思うのだが、その方針そのもの自体はどうなんですか。日本側としてどういうふうに考へて いるか。

十五ドルといふものが果して妥当であるかどうかという点でございまして、アメリカにおきましては、これは変える必要は全然ないのだと、こういう考え方をとつております。産金團といったしましては三十五ドルというアメリカの元値を変えてもらいたい、こういう要望がありまして、これは非常に大きな問題になつておるわけで、その問題については別の価格をやつてもよろしいというものが現段階であります。日本政府といたしましては、産業用の金をどう持つて行くかというふうなことになりますと、これは日本政府自身において国際通貨基金に入りました後におきましても、なか／＼日本だけの考え方で国際通貨基金をどう動かすというわけにも行かんと思います。それから又今の日本におきましては三十五ドルがもつと違つた価格になるかどうかといふ問題につきましては、今どうこうといふことは率直に言つて言えないというのが実情でござります。やはりその実情の下においてどうするかということをそのとき／＼考えて行くより仕方がないのではないか、併しこれはいわゆる日本の一ドル三百六十円というのを搔がそう、そういう意図は毛頭含んでおらんわけであります。

書替手形と金は同じだから、五百円に上げないで何とか低いところできめて輸出を奨励して、そしてドル為替手形に書替えて行くということになれば大したことじやないが、その辺の操作はできませんか。

○政府委員(石田正君) これはいろいろな見方によりまして、輸出用のものについてはそれだけの値段にしてはどうか、もとの値段を据え置いたらどうか、こういうことができないかということになりますが、これは需要者としてはまさにその通りだらうと思います。併しその生産者のほうといたしましては、それに對しては又別の立場があるわけであります。なお先に申しました一オンス三十五ドルというのでも各国皆金をそのようにやつておるかどうかという問題でござりますが、この問題につきましては、今度のような国際通貨基金のああいう決議に基いて産業用の金について、遠つた値段をとつておるということになりますれば、それらの国におきましては、内需も輸出用もやはり産業用の金の値段で取引しております、こういうことになるのであります。必ずしも三十五ドルを基準にしてやつておるわけではありません。それから又日本の産金業者とよその国の、例えば対米輸出するところの国の産金業者の立場というものを考えて見ますと、日本の産金業者といふものは決して有利な地位にあるのではないか、むしろ非常に不利な立場でやつておるという点を考えますれば、これは生産者とそれから消費者との關係において或る程度消費者のほうで忍んで行かなければならぬのではないか、かように考えます。

○波多野禰君　今の歯科用の金、あれと輸出用に使う金を、これは同列に扱うことはどうかと思うのだが、非常に面倒な問題だろうと思うけれども、何とかその辺の操作のやり方はないものかということ。

は日本の産金業が例えば南アフリカあたりの産金業者と同じレベルで動いて行くということはとてもできつくなつたので、そこで産金の保護奨励をしようと思えば、そこにやはり別な方法を考えなければならん、若しそういう必要があるとすればつまり国家的な何らかの手を打つて非常な不利な條件の下で作つておる、産出しておる産金業を保護して行くという手を打たないと、南アフリカの産金業者と日本の産金業者と競争しろと言つたつてとても問題にはなつたものじやないで、一律にやらぬで、輸出用の金についてはこうだとか或いは産金奨励のためにはどうだとかいうような手を打つことは国際通貨基金に加入する前途に当つて、日本政府としてはますいですかどうですか。

域に出て行くものもかなり多いのですが、それらのものを實際の運用上分けて行くのであります。御承知の通り金液でござりますが、あれは金液の分をこうとかああととか分けておきませんことはなか／＼むずかしい、それから輸出用と申しましても、大きなものは陶磁器の金液でございますが、そのほかに万年筆というようなものがござりますが、これらのがアメリカから出るというよりもむしろ東南アジア地域にボンドを相手に出るということが多いわけでございます。これらのものはそれ／＼の輸出品の性質、それから便途、その他もございましてなかなか一律に分けるというのが困難な実情でございます。それらの点がまあ全くものであるというような目算が立ちますれば、又同じような考え方も立つたと思ひますが、実際はなか／＼困難でござります。

も別にする、この外へ産業用として出すものについていろいろ、補助金の問題につきまして補助金を創るとか創らんとかいう問題がございまして、各国の事情によりまして違うところもあるうございますが、併し一般に申しまして国際通貨基金では貨幣用のものについては助成をするということは何と申しますか、これは平価を率るという思想が根本にあるわけでございます。それらのところを睨み合せてやつて行かなければならん、それで我々のほうは、産金一ダラムについて幾ら補助するといふ、コストをペイするという形で補助をいたしまして、そうしてそれを貨幣用の金としてつて行くということになります。そこで産業用助成金とか何とかいうような形でカモフラージュして、或る程度助成をしておるという方が実情でございます。

て、将来お話のような点は研究の余地があるかと思いますけれども、とにかくスタートして見ないことにはわからぬ点でございますので、大蔵省といたしましては、先ほど波多野先生からお話をありましたような具合に、二重価格でやるということ自体がどうかといふことを非常に心配しながら実はやつておるのが実情でございまして、更に複雑いろいろへと手をこましたことをやるということがどういう反響がありますかどうか、そういうことも考えなければいかん、取り敢えず今各國がやつておる程度のことだけに止めておきたい、かのように考えております。

○小林政夫君 大きい問題は済んだので逐條的に急のためにお伺いしておきます。その前に今の大藏省委員との応答の最後の問題ですが、産金業者を中心として大蔵省側において余り助成的なことを言えないということが我々に来ておる随情等によつてもまあ相当そういう不平を訴えておる、その一点として大蔵省のアメリカの奢侈品相場で行くということになつておるにかかわらず、三百六十円のレートできましたときでもなかなかかなわないというよくなことも言つておる。又各国の例を見ても、かなり国際通貨基金の了解を得て減税その他についていろいろ／＼助成策が講ぜられておるわけでありますから、十分まあその意味を持つて通貨基金当局と話合をするわけでもあります。日本は例えば金利等の問題についても、非常に一般的にまあアメリカ等に比べて高いというようなことから考へても、政府の低利資金も貸してやるし

いうような助成方法があるわけですが、十分通貨基金当局と話合つて、日本特殊事情を話して了解を得て、その助成策というものについては積極的に考えるお気持があるのかどうか、つ大蔵当局にお伺いいたします。

○政府委員(石田正君) これは国際通貨基金の加入はまだ実現いたしておません。で、この実現する前提として金の問題も持ち出しまして向うと交渉するということは私はむしろ適当ではないのじやないかと考えておるわけです。ただ加入いたしました後に起きることとして、向うとよく話合をして、そうして許されるものであり、而もそれが々本の国内事情から見ても適当であるのであれば、それは考えて行かなければならんのじやないか、かよう考へております。

○小林政夫君 それから第三條の二三で造幣局が金、地金の精製を頼まれ、やつた実績はどの程度になつておりますか。

それから序にその主務省令で定め精製に要する費用とというものについてはどういうような金額か、できれば日上げる趣旨だから簡単に明快に答へもらいたい。

○説明員(横山正臣君) 造幣局など手数料についての御質問だと思ひます。造幣局におきましては「グラムについて四円の手数料でございます。

○小林政夫君 実績は……。どのくい精製やつていますか。

○政府委員(石田正君) 小林委員かの御質問の前段は、造幣局がどのぐら精製をやつているかという実績であります。が、これは大体今産金業は相当な製鍊設備を持つていまして

者ごらら ら にまの え今て まて頃 えれも日しまじは振り通 一的ぞ日

相当いい品位のものにみずから精製する

ことができるわけあります。それ

から又設備を持つてないところであ

りまして同業者に頼んでそして精製

するといふことが多いのであります。

造幣局が精製を依頼されるとい

うことは実際問題としてそな大きなもの

ではないので、大部分のものは産金業

者が製錬をいたしましてそれを造幣局

に持つて行くことになつています。

○小林政夫君 いや、そう思つてゐる

から聞いているのですよ。一体どのく

べられる間、次に行きます。

第十一条第六項の資力或いは医療能

力の判定ですね、医療能力によつて割

当を考へる、その医療能力等の判定の

方法はどういうふうにやるのですか、

第十一條の第六項。

○政府委員(石田正君) これは実は厚

生省のほうへ私たちのほうとしては一

任いたしましてやつておるわけであり

まして、何と申しますか、的確なるこ

とは、どういう基準でやつておるかと

あります、要するに、販売業者が金

り代金回収というような点についても

いかがなこと、厚生省のほうで判

定されておるわけです。

○小林政夫君 判定の基準は從つて診

療費の收入であるとかということは、逆

に税金をどれだけ納めるとか、患者の

数等を考えるのかどうかということな

んです。まあそれはいいです。

それから同條の第七項の、価格が、

さつき油井委員の質問と関連して私が

尋ねた第十條の販売価格との関係はどう

いうふうになりますか。要するに、

科用金地金の販売業者の場合と、一般

の加工用金販売業者のマージンとは

違うのか違わないのか。

○政府委員(石田正君) この第七項の

場合は、これは金が或る量まとまりま

して、一括して拂下がありまして、そ

れを今度は細かく切りまして、そうし

てやるわけでございます。この切断い

たしましたり、細片にいたしましたり、

その手数料を考えましてきめるわ

けでございます。

○小林政夫君 きめられるのですが

ね。前は一般用の加工用金販売業者の

マージンは四円以内、これだと相当手

が込むからそれは四円か、どのくらい

に考へておるか。

○政府委員(石田正君) これは厚生大

臣がきめておるのでございますが、今

まして、申しますか、的確なるこ

とは、どういう基準でやつておるかと

あります、要するに、販売業者が金

り代金回収というような点についても

いかがなこと、厚生省のほうで判

厚生大臣のほうでおやりになつておる

のであります、要するにここのこと

の趣旨は一人の人があつちこつちに

関係して幾つにも分けてやつたりなん

かしては困る。そういうところを取締

らうという趣旨でやつておるわけでござります。

○小林政夫君 その趣旨はわかるんだ

けれども、これは事業上の関係がある

かといふことを實際どの程度まで書く

のかですね、厚生省関係はあんたには

わからんということ、僕の質問に對

しては三點満足な答弁は得られません

からもうよろしい。

○委員長(平沼彌太郎君) 他に御発言

もないようですが、質疑は終了したも

のと認めて差支ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ない

と認めます。それではこれより討論に

入ります。御意見のあるかたは賛否を

明らかにしてお述べ願います。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ない

と認めます。

それではこれより採決に入ります。

○委員長(平沼彌太郎君) 全会一致で

多數意見者署名

黒田 英雄 岡崎 順一

菊田 七平 波多野 鼎

森 八三一 油井賢太郎

小宮山常吉 大矢半次郎

協定第四條第一項(a)に規定する合

衆国ドルの金額の範囲内において、出資することができる。

(出資の方法)

第三條 政府は、基金に対しては、

金及び本邦通貨で、銀行に對しては、

は、金又はアメリカ合衆国通貨そ

の他の外國通貨及び本邦通貨で、

前條の規定による出資をすること

ができる。

(日本銀行所有金地金の買入)

第四條 政府は、前條の規定により

基金に出资する金の一部に充てる

ため、日本銀行に對し、その所有

する金地金を、必要な量に限り、

売渡を命じた時ににおける帳簿価

格で、政府に売り渡すことを命ず

ることができます。

第五條 国際通貨基金及び國際復興開発銀

行への加盟に伴う措置に関する法

律案

第一條 この法律は、国際通貨基金

(以下「基金」という。) 及び国際復

興開発銀行(以下「銀行」という。)

へ加盟するために必要な措置を講

じ、並びに国際通貨基金協定及び

国際復興開発銀行協定の円滑な履

行を確保することを目的とする。

(出資額)

第二條 政府は、基金及び銀行に対

するものが多いであります。それ

から又設備を持つてないところであ

りまして同業者に頼んでそして精製

するといふことが多いのであります。

造幣局が精製を依頼されるとい

うことは実際問題としてそな大きなもの

ではないので、大部分のものは産金業

者が製錬をいたしましてそれを造幣局

に持つて行くことになつています。

○小林政夫君 いや、そう思つてゐる

から聞いているのですよ。一体どのく

べられる間、次に行きます。

第十一条第六項の資力或いは医療能

力の判定ですね、医療能力によつて割

当を考へる、その医療能力等の判定の

方法はどういうふうにやるのですか、

第十一條の第六項。

○政府委員(石田正君) これは実は厚

生省のほうへ私たちのほうとしては一

任いたしましてやつておるわけであり

まして、何と申しますか、的確なるこ

とは、どういう基準でやつておるかと

あります、要するに、販売業者が金

り代金回収というような点についても

いかがなこと、厚生省のほうで判

定されておるわけです。

○小林政夫君 判定の基準は從つて診

療費の收入であるとかということは、逆

に税金をどれだけ納めるとか、患者の

数等を考えるのかどうかということな

んです。まあそれはいいです。

それから同條の第七項の、価格が、

さつき油井委員の質問と関連して私が

尋ねた第十條の販売価格との関係はどう

いうふうになりますか。要するに、

科用金地金の販売業者の場合と、一般

の加工用金販売業者のマージンとは

違うのか違わないのか。

○政府委員(石田正君) この第七項の

場合は、これは金が或る量まとまりま

して、一括して拂下がありまして、そ

れを今度は細かく切りまして、そうし

てやるわけでございます。この切断い

たしましたり、細片にいたしましたり、

その手数料を考えましてきめるわ

けでございます。

○小林政夫君 きめられるのですが

ね。前は一般用の加工用金販売業者の

マージンは四円以内、これだと相当手

が込むからそれは四円か、どのくらい

に考へておるか。

○政府委員(石田正君) これは厚生大

臣がきめておるのでございますが、今

まして、申しますか、的確なるこ

とは、どういう基準でやつておるかと

あります、要するに、販売業者が金

り代金回収というような点についても

いかがなこと、厚生省のほうで判

定されておるわけです。

厚生大臣のほうでおやりになつておる

のであります、要するにここのこと

の趣旨は一人の人があつちこつちに

関係して幾つにも分けてやつたりなん

かしては困る。そういうところを取締

らうという趣旨でやつておるわけでござります。

○小林政夫君 その趣旨はわかるんだ

けれども、これは事業上の関係がある

かといふことを實際どの程度まで書く

のかですね、厚生省関係はあんたには

わからんということ、僕の質問に對

しては三點満足な答弁は得られません

からもうよろしい。

○委員長(平沼彌太郎君) 他に御発言

もないようですが、質疑は終了したも

のと認めて差支ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ない

と認めます。それではこれより討論に

入ります。御意見のあるかたは賛否を

明らかにしてお述べ願います。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ない

と認めます。

それではこれより採決に入ります。

○委員長(平沼彌太郎君) 全会一致で

決議されました。

第三條 政府は、基金に対する出資

額は、金及び本邦通貨で、

銀行に對しては、金又はアメリカ合衆国

の他の外國通貨及び本邦通貨で、

金及び本邦通貨で、

銀行に對しては、金又はアメリカ合衆国

の他の外國通貨及び本邦通貨で、

第五條 政府は、第三條の規定によ

り基金及び銀行に對しては、金又はアメ

リカ合衆国通貨で、

金及び本邦通貨で、

銀行に對しては、金又はアメリカ合衆国

の他の外國通貨及び本邦通貨で、

貰い取る場合を除く外、何人も、
基金又は銀行から譲り受けること
ができない。債の交付価格は、額面百円につき
百円とする。

(国債の償還)

第六條 政府は、基金又は銀行から
前條第一項の規定により基金又は
銀行に出資した国債の全部又は一
部につき償還の請求を受けたとき
は、直ちにその償還を行ななければ
ならない。

(償還財源が不足する場合の措置)

第七條 政府は、第五條第一項の規
定により基金又は銀行に出資した
国債につき償還の請求を受けた場
合において、緊急やむをえない事
由があるため又は償還財源に不足
があるため当該請求に係る金額の
全部又は一部の償還を行うことが
できないときは、日本銀行に対
し、政府が償還を行うことのでき
ない金額に相当する額に限り、當
該国債を基金又は銀行から賣り取
ることを命ずることができる。

2 政府は、前項の命令に従い日本
銀行が賣り取つた国債について
は、第五條第三項の規定にかかわ
らず、日本銀行が賣り取つた日か
ら利子を付け、及び償還期限を定
めることができる。

3 前項の場合において、当該国債
の償還期限及び利率は、第一項の
規定により日本銀行が国債を買
める。

(国債に関する細目)

第八條 前三條に規定するものの
外、第五條第二項の規定により發
行する國債（前條第一項の規定に
より日本銀行が賣り取つた國債を
含む。以下同じ。）に關し必要な事
項は、大蔵大臣が定める。

(国債整理基金特別会計への繰入)
第九條 政府は、第五條第二項の規
定により發行する國債の償還金及
び第七條第二項の規定による利子
の支出に必要な金額を、予算の定
めるところにより、一般会計から
國債整理基金特別会計に繰り入れ
なければならない。

(国債整理基金特別会計法の適用)

第十條 第五條第二項の規定により
發行する國債は、國債整理基金特
別会計法（明治三十九年法律第六
号）第二條第二項の規定の適用に
ついては、國債とみなさない。

(基金との取引)

第十一條 外國為替管理委員会は、
大蔵大臣の同意を得て、外國為替
資金特別会計の負担において、基
金との間に左に掲げる取引を行
うことができる。

一 本邦通貨による他の基金加盟

二 国通貨の基金からの買入

三 基金の保有する本邦通貨の買
いもどし

四 前各号に掲げるものの外、大
蔵大臣の指定する取引

(寄託所の指定)

第十二條 政府は、国際通貨基金協
定第十三條第二項及び国際復興開
発銀行協定第五條第十一項の規定
に従い、基金及び銀行の保有する

すべての本邦通貨の寄託所として
日本銀行を指定する。この場合に
おいては、日本銀行は、日本銀行
二十七條の規定にかかわらず、基
金及び銀行の保有する本邦通貨の
寄託所としての業務を行うものと
する。

(実施規定)

第十三條 前各條に定めるものの
外、国際通貨基金協定及び国際復
興開発銀行協定の履行のため必要
な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行す
る。